

○品田委員長 ただいまより、経済文教常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員です。

それでは会議を進めてまいります。

初めに、1、請願・陳情議案の審査についてを議題といたします。陳情第24号、子どもの新型コロナウイルス感染症対策緩和を求める意見書の提出を求めることについてに関わりまして、委員の皆様から、特に御発言はございませんか。

○江川委員 この陳情に関しまして、判断をする上で、幾つか先に伺っておきたいと思います。これは、既に、感染症としては5類への変更がもう考え出されているという中で、現時点でこの陳情というのをどういうふうに考えるのかというところです。

というのが、まず1点目として、私の課題認識としては、対策緩和というのは、これまでもずっと求められていると思うんですね。もう一方で、感染症に対して不安なんだっていう声と、この2点があって、そこが上手にできないと、分断を生んでいくというその状況がどうなのかというところだと思うんですね。

令和4年11月下旬の文部科学省の通知というのがあるかと思うんですが、どのような内容でしたでしょうか。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 文部科学省の令和4年11月29日付事務連絡の内容につきましては、令和4年11月25日に、国の新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が変更となり、その変更に関連して、学校運営に当たって特に留意すべき点などについて通知があったところでございます。

飲食の場面における感染対策の部分で申しますと、基本的対処方針では、飲食はなるべく少人数で黙食を基本とし、会話をする際にはマスクの着用を徹底することというこれまでの記述が削除されてきて、この点について、文部科学省の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルでは、従前から、必ず黙食とすることを求めていることなどが明記されております。また、その他で、マスク着用の考え方について、児童生徒等の心情等に適切に配慮を行った上で、引き続き、活動場所や活動場面に応じ、めり張りのあるマスク着用を行うことなどが書かれてございます。

○江川委員 すごく難しいなと思うのが、黙食を基本としているにもかかわらず、必ず黙食することは求めているというところなんですよ。あれ、どっちって思うんですよ。既に黙食は求められていない、今回は、従前からそういうことは求めているんだよっていう記述が入ったということなので、黙食はっていうところがあると思うんですけど、じゃ、感染対策は必要なんですかっていうところなんですよ。

市内学校における感染症対策というのは、今後も必要だというふうに思っていますでしょうか。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 これまで、学校における新型コロナウイルス感染症の対策につきましては、さきの文部科学省の衛生管理マニュアルによる対応を基本とし、北海道教育委員会からの通知に基づき実施をしてきてございます。今後についても、道教委の通知において、地域の感染状況も踏まえつつ、実情に合わせた取組を実施することとされていることなどから、本市の感染状

況に合わせて、国や道教委の通知に基づいて感染対策を実施してまいりたいと考えてございます。

○江川委員 今おっしゃっている答弁の中でもあったんですけど、道教委の通知に基づいて感染対策をしているんですよということで、1月17日に、道教委から各学校に配られている文書があるんですね。タイトルが、「コロナ・インフル同時流行への備え」というタイトルなんですけど、「日常の感染対策 4つのポイント」として、2つ目に、屋内で、近距離で会話をするときには、マスク着用って書いてあるんです。最後に、よく寝て、食べて、体も動かすって普通のことも書いてあって、何がしたいのかなってというのがすごくよく分からないんです。症状が出た場合の流れとして、簡単に言うと自己責任ですよということが書かれていて、じゃあ、後ろをぱっと返したときに、出席停止等の取扱い、「熱が出たとき」、「病院にかかりづらいとき」のための備えで、解熱剤買ってくださいなって書いてあるんですね。さらに、ちょっとどきどきしちゃうなというのが、「高校の受検等を控えている皆さんへ」っていうポイントが載っていて、そこには、事細かに濃厚接触者に該当しないためにはこうしたらいいですよ。そして、受験直前の1週間程度は、家庭内でもマスクをして、お互いに、同じ部屋では食事を取らない、睡眠を取らないと。中学生なので、一緒に寝ている子はいないとは思いますが、家族との会話もマスク着用って言いつつ、学校では、感染症対策は必要なんだけれども、黙食等々は緩和しましょうねっていうところがあって、そこをどういうふうに判断をしたらいいのかというところが、どっちかに偏ったらもう片一方も難しいし、何がしたいのかというところがすごくよく分からないんです。この陳情書に関しては気持ちはすごく分かるんですよ。この間、新聞でもあったんですけど、大人が感染症対策として推奨されているものをもう一切やっていない中で、何で子どもたちだけできるのっていうところはすごく気持ちがよく分かるので、なおさら、ちょっと分かりにくくなっているなということですね。

これは、かかることはやっぱりよくないよっていうふうはこの通知から読み取れるんです、私にとっては。でも一方で、これは誰もがかかる可能性があるから、そこに対して制度をどういうふうに変えようかなっていう大人の意識はないよなっていう点が課題だと思っています。もう一方で、今後、この意見書を出したとして、今後、5類にもなりますので、緩和されていくと思うんですけども、じゃ、これまでどういうふうに対応していたのかなというところがやっぱり気になります。様々な事情によって、マスクができない児童生徒ってこれまでいたと思うんですよ。一方で、やっぱり残食も増えているし、黙食をやめてほしいというそういった要望というのは、一定数聞いていたかと思うんですけども、どのようにこれまで対応してきたんでしょうか。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 様々な事情によりまして、マスクの常時着用が困難な児童生徒に対しましては、これまでも、その児童生徒に応じた個別の対応を実施してきたところです。また、コロナ禍の長期化に伴いまして、マスクの着用に対する疑問や、黙食の緩和を求める声などをお聞きすることもあります。現在の本市の感染状況を踏まえますと、国や道の感染防止に対する考え方である、身体的距離が十分取れないときはマスクを着用することや、食事の際は、飛沫を飛ばさないよう会話を控えることなどが必要であることについて理解を求めているところです。

○江川委員 逆に、黙食を緩和していく、そしてマスクなんかを屋内でも外していくというような考え方の中で、例えば、この道教委の通知、「高校の受検等を控えている皆さんへ」っていうのも、まさに、家の中でも感染症対策をして、ちゃんと受けられるように、それはもう自分たちで頑張っ

の事情で、もう今は絶対かかりたくないというような児童生徒がいた場合というのは、どういうふうに対応しようと思っけていますでしょうか。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 現在、国の衛生管理マニュアルにおいては、会食に当たって、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなどの対応が必要とされておりまして、道教委通知では、給食を含む食事の前後の手洗いを徹底するとともに、席の配置の工夫、食事の際は、飛沫を飛ばさないよう会話を控える、食事後の歓談時にはマスクを着用するなどの対応が必要となっております。そのため、今後の感染状況などによりますが、こうした対応を実施してもなお感染を不安に思う児童生徒については、不安を取り除くために、場合によっては個別の対応が必要と考えてございます。

○江川委員 簡単に言うと、席の配置の工夫、食事の際は、飛沫を飛ばさないよう会話を控えるって、もう既にその時点で、黙食、しゃべらないで食べましょうということですよ。ということは、食事の際は、飛沫を飛ばさないよう会話を控えるという時点で、これは黙食をしますという話なんだと思うんですけど、何かちょっと違くないかなと思いつつ、どっちにしても、分断を生むということは、現場にとってもそうですし、教育委員会としてもそれは望んでいないことだと思うんです、それぞれが。意見書を出してくださいっていうふうにおっしゃった人たちからしても、それは望んでいないことだと思うんです。分断を生むということは望んでいないということなんですけれども、先ほどの答弁の中で、席の配置の工夫、給食を含む食事の前後の手洗いの徹底というようなことなんですけど、距離を取ることができたらマスクなしでも会話をしてもいいというふうになっている中で、実際、狭い教室の中でそういった対応が可能なのかということ伺いたいと思います。それを伺って終わりにしたいと思います。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 文部科学省の通知では、身体的距離が確保できる場合には、マスクの着用は必要ないとされ、衛生管理マニュアルにおいて、人との間隔はできるだけ2メートル、最低でも1メートル空けることが推奨されております。こうしたことから、在籍児童生徒数のほか、教室の構造にもよりますが、通常の教室において、会話をすることはマスクが必要と考えます。そのため、国及び道教委の通知のとおり、児童生徒の心情等に適切に配慮を行った上で、それぞれの活動場所や場面に応じた張りのあるマスク着用を引き続き指導してまいります。

○品田委員長 ほかに御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○品田委員長 なければ、判断できる状況にあるか、各党派及び無所属委員に確認いたします。
自民党・市民会議。

○高橋ひでとし委員 ちょっとまだ判断できる状況になく、検討が必要でございます。

○品田委員長 民主・市民連合。

○江川委員 もう少し時間をいただけたらと思います。

○品田委員長 公明党。

○中村委員 もう少し時間をいただきたいと思います。

○品田委員長 日本共産党。

○能登谷委員 もうしばらくお時間をいただきたいと思います。

○品田委員長 無党派G。

○上野委員 もう少し時間をいただきたいと思います。

○品田委員長 無所属、横山委員。

○横山委員 少し時間をいただきたいと思います。

○品田委員長 全会派等がもう少し時間が欲しいということでもありますことから、今回は保留いたします。

次に、2、商工業及び観光に関する事項についてを議題といたします。（1）旭川観光基本方針（案）に対する意見提出手続の実施について、理事者から報告願います。

○菅原観光スポーツ交流部長 旭川観光基本方針（案）に対する意見提出手続の実施につきまして、御報告を申し上げます。

本市の観光施策につきましては、平成31年度から令和5年度までを推進期間とする旭川観光基本方針を基に実施してまいりましたが、旭川市観光振興条例が令和4年4月1日に施行されたこと、及び新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、本市における観光を取り巻く環境が大きく変化していることから、令和5年度を始期とする新たな方針について、関係団体や附属機関における御意見等を参考に策定作業を進め、このたび、方針案が固まりましたことから、意見提出手続を実施するものでございます。

今回、意見を募集します観光基本方針（案）では、今後推進する施策の方向性として、新たな旅行スタイルへの対応、着地型・体験型観光コンテンツの拡充、都市機能を備えた旭川を拠点とした広域観光の強化、「稼ぐ力」の醸成に向けた受入体制整備、マウンテンシティリゾートの確立の5つを掲げているところであり、推進期間は、令和5年度から9年度までの5年間としております。

意見提出手続の実施期間は、1月26日から2月28日までの約1か月間とし、いただいた意見を踏まえ、内容を確定させた上で、令和5年4月1日からの施行を予定しているところでございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○品田委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はありますか。

（「なし」の声あり）

○品田委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席いただいて結構です。

次に、3、学校及び社会教育に関する事項についてを議題といたします。

まず、（1）旭川市学校給食費の改定について、理事者から報告願います。

○品田学校教育部長 学校給食費の改定につきまして、御報告いたします。

毎年、次年度の学校給食の円滑な運営推進のための適切な学校給食の額を検討することを目的に、旭川市学校給食費検討委員会を設置し、協議を行っておりますが、その協議を経て、旭川市学校給食物資共同購入委員会と東旭川学校給食運営委員会において、学校給食費を改定することが議決され、去る12月9日に、教育長宛てに、令和5年度旭川市学校給食費額を改定する旨の報告を受けたところでございます。

改定内容につきましては、資料も御参考いただければと思いますが、小学校は、年額を現行の5万2千800円から5万8千200円とし、5千400円の増、中学校1、2年生は、年額を現行の6万3千円から6万8千400円とし、同じく5千400円の増、給食回数が少し少ない中学3

年生は、年額6万円から6万5千100円とし、5千100円の増とするものであります。現在の給食費は、平成30年度に改定となっておりますので、今回は5年ぶりの改定となり、上げ幅は、小学校で10.23%、中学校で8.57%となります。

改定の理由といたしましては、主食や牛乳、副食に使用する食材等の価格上昇が続き、安全、安心な給食の提供はもとより、栄養バランスやバラエティーに富んだ給食を実施するとともに、地場農産物の使用促進や旬の食材の活用など、充実した学校給食の継続が困難となっている状況を改善するためでございます。

教育委員会といたしましては、これまでの議論の経過から、食材費が上昇している状況下で栄養摂取水準を維持し、充実した給食を子どもたちに安定して提供していくためには、給食費の改定はやむを得ないものと考えております。しかしながら、給食費改定に伴う保護者の急激な負担増を緩和するため、令和5年度予算におきまして、値上げ分の半額を公費負担することについて、現在、予算要望を行っているところであります。

以上でございます。

○品田委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はありますか。

(挙手する者あり)

○品田委員長 江川、能登谷、横山各委員から発言する意向が示されておりますことから、発言順につきましては、大会派順に行うことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○品田委員長 それでは、そのように実施することといたします。

それでは、御発言願います。

○江川委員 今、給食費の改定についてということが出てきたと思うんですけども、概要については、今、御説明いただいたので、一つ、PTA連合会の総会のときにも、こういったことに関して、給食費が今この世の中で値上がりするのはつらいなという意見が少し出ていたかなというふうに思います。ちょっと観点が違うところでの意見も出ていたんですけど。

今回、1か月に1人当たり幾ら上がるのか、改めてちょっとお聞かせください。

○山本学校教育部学校保健課主幹 給食費の改定額につきまして、月額にいたしますと、小学校、中学校とも、それぞれ月450円上がることとなります。

○江川委員 簡単に言うと、先ほどありましたね、小学校で10.23%、中学校だと8.57%ということです。結構これは大きな金額じゃないかなと思うのは、その分、景気がよくなっていて、賃金が上がっていれば、どうぞって結構言えるんですよ。でも、今、この1月に子育て支援部のほうから助成金が出ていたりとか、物価高騰の中で、それぞれが辛い状況で、さらに、国を挙げて少子化対策って言っていませんでしたっけって思うと、子どもが1人よりも2人、2人よりも3人というふうに増えていけば増えていだけ、この月額が重くのしかかってくるんだっていうところに思い至らないといけないんじゃないかなというところですね。

この450円という上がる金額の根拠って、どのような感じになっていきますでしょうか。

○山本学校教育部学校保健課主幹 改定額の算出におきましては、物価の伸びを根拠としていただいております。具体的には、給食は、御飯、パンなどの主食と、牛乳、そしておかずなどの副食に区分されますが、改定額算出に当たり、前回給食費改定以降のそれぞれ各年度の物価上昇率を

累積し、これに来年度の想定される物価上昇率を加え、これを改定額としたところでございます。

○江川委員 物価の伸び率を根拠としているということなんですけど、ここの部分で、やや私にとって疑問があるのが、物価が上がっているよ、けれども、じゃ、賃金はどういうところで、本来、給食というのが教育の一環であるということを考えたときに、それぞれの自治体で独自に無償化というような流れが大きくなってきているこの昨今で、上げると。物価の上昇が根拠ですというその部分が、ちょっとお互いに相入れないのかなっていうところなわけですね。ここが賃金の伸びを根拠にしていたら、どうぞって、素直に言えるのかなっていうところですよ。

これはあくまで、物価上昇率を加えてということなので、給食を子どもたちに提供する上で、充実をしていきたいというような内容なのかなというところも思っていたわけなんですけど、今回、ちょっと独自に、同世代の子たちも含めて、いろんな人に協力をお願いして、ざっとアンケートを取って見たんですよ。2日たたないですね、1日で大体40件ぐらい連絡をいただいたんですけど、その中では、やっぱり、もう少し待ってほしいという意見が多かったのと、上がることは大歓迎ですという意見があったんです。上がることは大歓迎ですって言った方の意見としては、オーガニック給食とか、お米だけでも全部旭川産にするとか、本当にそれは内容が充実するということを前提として上げてくれということで、今回のように、物価上昇に伴って取りあえず上げますということではないということなんですよね。

オーガニック給食等、給食の充実を求める声というのは、一定数、以前からあると思うんですが、今回、この改定でどのような充実が図られるんでしょうか。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 このたびの改定は、平成30年度以降における主食や牛乳、副食に使用する食材等の価格上昇が続き、安全、安心で、かつ、栄養バランスやバラエティーに富んだこれまでの給食提供の継続が困難となってきたために行うものでございますが、地場農産物の使用促進や、旬の食材活用などに一定の制限を余儀なくされておりましたことから、こうした部分において、充実が図られるものと考えてございます。

○江川委員 地場農産物の使用促進と旬の食材活用については頑張るんだということですね。

ちなみに、平成30年度以降、物価が上昇しているということは、つまり、家での食事ということにも一定数の影響があるということなんです。もしかしたら、一定の子たちにとっては給食が本当に唯一の食事というか、栄養バランスの取れた食事だったっていう可能性があるんで、そういった点では、必要なことだという理解はするんですけども、みんな、やっぱり賃金が上がらない中で、家計の物価も高騰している中で、だから上げますというのがとても理解し難いところなんです。もう決まっていたからってということもあると思うんですけど、少子化ですよ、2人でも3人でもぜひとおっしゃってくださるのはありがたいけれども、それならば、こういったところの配慮というのを先にしていただかないと、ちょっと将来的なことを考えても難しいのかなって。1人だったら450円、500円ぐらいですよ、お母さんが頑張ったらワンコイン稼げますよね、きつって言われたとしても、それが2人になったら900円、1千円弱ですよ。3人になったら、あれ、ちょっと待って、もう1千円を超えましたよって話になって、ちょっとしたランチどころじゃないんです。今、ランチもきっと物価上昇で高いと思うのでいいんですけど、それって、何か子育て罰って言葉のとおりだなって思うんです。

給食って教育の一環ですよ。であったら、やっぱりその教育費というのを無償化していくと

いう流れを、ぜひ旭川市としては打ち出していきたいなというところが1点です。

こういったことに関して、延期するということはできないのでしょうか。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 給食費の改定は、市内全小中学校の校長をはじめとする教職員及びPTAで組織する旭川市共同購入委員会並びに東旭川学校給食運営委員会の総会におきまして、総意としてやむを得ないという判断が示されておりまして、また、給食提供の継続のためにも、この時点での延期は困難と考えます。しかしながら、給食費改定に伴う保護者負担の急激な負担増を緩和するため、来年度には、値上げ分の半額を公費負担とすることにつきまして、予算要望を行っているところでございます。

○江川委員 給食費の公費負担に対して予算要望を行っているというところは、私は評価をしているんですけども、ただ、値上げ分の半額というところが、いやいや何とでも、できれば無償化に向けて頑張っていたきたいなというところですね。

ちょっと視点を変えて、これを最後に伺おうと思うんですけども、今回の値上げも含めてなんですけれども、一定数、うちは食べていないんですけどっていう意見があるんです。我が家も、うちの下の子は不登校なので、食べていないけれども、皆様に御提供させていただいているというのと、上の子も、食べたくない人なので、多分、ほかの子に比べると量が少なかったりというようなこともあって、1食当たり272円というのは、結構貢献しているようなイメージがあるんです、自分としては、大したことはないですけどね。そういった中で、うちはめちゃくちゃ貢献しているけど、それじゃ足りないわけっていうような意見がやっぱりあるんです。というのが、やっぱり不登校であったり、学校には行っているんだけど、アレルギーで、自分の家から持ってきていますよ。要するに、二重で払っているんですね、お昼御飯代を。学校には行っているんだけど、給食がアレルギーで食べられないから、給食費は払うんだけど、自宅からお弁当を持っていくんだっていう子たち、そういったような子たちは、やっぱり返金といいますか、もともと、支払いをやめてもいいですかというような意見が一定数あるんですけど、今回、値上げになります。そういった子たちに対して、何らかの対応というのはするのでしょうか。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 最終的には各学校の判断となりますが、急な欠席など、事前に食材等のキャンセルができないため、返金の取扱いについては、事前に届出があり、連続して10日以上欠席した場合に実施しているところでございます。しかしながら、返金については、教育委員会としても、日数等、課題があると考えておりまして、給食費の公会計化による制度変更、これと並行して、改善について検討を進めてまいりたいと考えております。

○江川委員 並行して改善について検討を進めていくということで、全国的に不登校の子たちに関しては、こういう書式で教育委員会と交渉しましょうねという書式があったりするんで、そこも踏まえて考えていただけたらいいのかなと思うのと、公会計化への制度変更ということを考えているということなんですけど、できれば、並行してという言葉のとおり、アレルギーで食べられない子とか、そういった子に関しては、ぜひ、何かの証明書であったり、これはちょっと難しいですよというのが分かったときには払わなくていい制度ですね、返金になるとお互いにややこしくなると思うので、そうではなくて、払わないで、食べた分だけ払うとか、そういったことができるように制度設計をしていただけたらいいのかなということを申し添えまして、取りあえず、私からの質疑を終わります。

○品田委員長 続きまして能登谷委員、御発言願います。

○能登谷委員 質疑の内容を分かりやすくするために、資料要求をしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

道内主要都市の学校給食費、令和4年度の比較をお願いしたいと思います。

○品田委員長 ただいまの資料要求の申出について、受けることでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○品田委員長 資料の内容についても御発言いただいたので、資料確認のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時35分

○品田委員長 再開いたします。

要求資料の提出の可否と時期について、理事者から御発言願います。

○品田学校教育部長 ただいま能登谷委員から要求のありました、道内主要都市の学校給食費（令和4年度）の資料につきましては、直ちに提出をさせていただきます。

○品田委員長 ただいま要求のありました資料につきましては、委員会資料として扱うことでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○品田委員長 そのように扱わせていただきます。

資料配付のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時37分

○品田委員長 再開いたします。

資料の説明は必要ですか。

(「結構です」の声あり)

○品田委員長 資料の説明については、省略させていただきます。

それでは、引き続き御発言願います。

○能登谷委員 それでは、学校給食費の改定について伺っていきます。小学校、中学校、それぞれの改定内容について伺っていきたいと思います。

先ほど報告がありましたし、今は、江川委員のほうから、物価も上がり、賃金も上がっていないのに、給食費値上げかよ、やっちゃいましたねというような発言がありました。あっ、やっちゃいましたは言っていないな、そういう趣旨だったと思いますけど。それもありましたけど、もう少し詳しく説明いただきたいと思います。

○山本学校教育部学校保健課主幹 令和5年度の給食費の改定内容につきましては、小学校は、先ほど申しましたように、年額を現行の5万2千800円から5万8千200円とし、5千400円の増、月額では、4千400円から4千850円とし、450円の増、1食単価で申しますと、272.16円から300円とし、27.84円の増とするものです。中学校1、2年生は、年額を現行の6万3千円から6万8千400円とし、同じく5千400円の増、月額で申しますと、5千

250円から5千700円とし、450円の増、1食単価では、331.58円から360円とし、28.42円の増、中学3年生につきましては、現行の6万円から6万5千100円とし、5千100円の増とするものであります。

これらは、前平成30年の改定以来、5年ぶりの改定となります。

○能登谷委員 食材費高騰ということなのですが、その内訳、改定分の品目ごとの価格の積み上げについてもどうなっているのか、お示しいただきたいと思います。

○山本学校教育部学校保健課主幹 食材のうち、主食、牛乳につきましては、それぞれ、北海道学校給食会及び北海道で決定した価格で購入しており、おかずなどの副食については、給食費のうち、主食代、牛乳代を除いた金額で購入することとなっているところですが、前回改定の平成30年度から令和5年度にかけての価格上昇率について、主食、牛乳、副食、それぞれについて推計いたしましたところ、小学校で言えば、主食9.47%、牛乳10.34%、副食11.48%の上昇と算出され、副食にかけられる金額の割合は年々減っているにもかかわらず、食材価格は上昇し、食材の選定にますます制約がかかることが危惧されますことから、現行の給食費にさきの上昇率をそれぞれ上乘せし、改定額を算出したところでございます。

○能登谷委員 それで、資料もいただきましたので、現在の旭川市の給食費と他都市とを比較してどうなのか。道内人口5万人以上の都市、15市の資料をいただいていますけれども、平均額も示されていますが、改めて、平均額は幾らなのか、旭川市は上から何番目なのか、さらに、道内市町村全体の平均は幾らかも併せてお聞かせください。

○山本学校教育部学校保健課主幹 令和4年度の道内人口5万人以上の都市、15市の給食費年額の平均は、小学校5万1千264円、中学校6万1千203円となっており、本市の年額は、小学校で15市中6番目、中学校で15市中5番目に高い金額となっております。また、道内市町村の平均につきましては、これは令和3年の数字で北海道の調査に基づくものでございますが、小学校4万9千566円、中学校5万8千553円となっております。

○能登谷委員 既に旭川市は高いんですね。道内主要都市の平均から見ても、それから、市町村全部の平均から見ても、既に高いんですけど、それを上げていきたいと思いますということで、そうなるのと、改定後の旭川市の給食費は、道内都市との比較では何番目になるのか、改めてお示しください。

○山本学校教育部学校保健課主幹 年額で比較いたしますと、旭川市は、ただいまの15市の中で、小学校で2番目、中学校で同じく2番目に高い金額となります。

○能登谷委員 同じ中核市の中でも、函館市のほうが、小学校で6千480円、中学校で5千260円、旭川市より安くなっている。釧路市を見ると、令和4年度に改定したばかりなのですが、それでも、小学校で1千252円、中学校で3千217円安くなっている。なぜ、この旭川市の給食費が高いのか、その原因について伺います。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 本市と函館市及び釧路市等とを比較すると、副食に係る経費と給食実施回数などに違いが見られます。副食費の違いについては、様々な要因が考えられますが、それぞれの地域環境の中で、地元産の野菜や魚介類の活用など、地域の特徴を生かして給食を実施しており、食材購入価格にも違いが生じているものと考えます。

○能登谷委員 回数が少ないというのはね、ちょっと考え方がそれぞれ違うのかなと、給食をしないの在り方がありますから。ただ、食材購入価格の違いというのは、これはなかなか大きいと

思うんですね。

これは順次聞いていきますが、学校給食の提供体制との関係はどうなのかなということでも伺います。センター方式とか、親子方式とか、自校方式など、いろいろありますけれども、それはどのような状況になっているのか、お示してください。

○山本学校教育部学校保健課主幹 給食調理の形態でございますが、自校で調理する単独調理方式の学校が33校、自校のほかに他校に給食を配送する親子調理方式の調理校が16校、受配校が16校、このほか、東旭川学校給食センター1か所で13校を受け持っております。

○能登谷委員 先ほどの答弁では、副食費の違い、食材購入価格の違いがあるということなんですが、食材の購入の仕方はどうなっているのでしょうか。

○山本学校教育部学校保健課主幹 給食物資の契約や発注、支払いにつきましては、各校の総意の下で、各学校に代わり、旭川市学校給食物資共同購入委員会及び東旭川学校給食運営委員会が一括して行っております。各委員会におきましては、それぞれ給食物資納入指定業者から、食材価格の見積書徴収等の手続を行い、価格を決定し、各学校調理場からの依頼を受けて食材を一括発注し、食材は各調理場へ納入される流れとなっております。

○能登谷委員 流れは分かりました。このセンターとか自校方式とか、それぞれの違いによる食材費の差というのは整理されているのでしょうか。センター方式だったら食材費はこれぐらいになって、親子方式だったらこれぐらいになっている、自校方式だったらこれぐらいになっている、それを全部含めて、今一括で上げようとしているのか、それぞれの違いが分かるのであれば、ちょっと教えてください。

○山本学校教育部学校保健課主幹 共同購入委員会担当分、給食センター担当分を合わせて、食材費について検討をし、同じ価格で給食費を検討して決定しております。

○能登谷委員 一括で最終的には決定しているんだという話なんですけど、それぞれは分かっているんだよね、検討の段階では。学校給食費検討委員会、そこで比較検討されていると思うんですけど、井勘定でみんな一緒というんじゃなくて、本当は、自校方式なら実際はこれぐらいかかっていますよとか、センターだったらこれぐらいかかっていますよとか、それは出していないの。ばさつとなの。そしたら、もし下がったら、よその分も払っていることになりませんか。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 給食につきましては、共同献立という形で、それぞれ、各学校には栄養士がおりまして、若干、そこからの個性といたしますか、そういったものもございしますが、基本的には同じメニューとなりますので、食材費についてもほぼ同じものが発注されるということになってございます。

○能登谷委員 ちょっと後で違いも言いますけれども、今のところはそこで抑えておきます。

それで、主食の価格上昇が9.47%、牛乳や副食も合わせて上昇分が10%ちょっとだということとされていますけれども、主食については、お米が多いと聞いているんですが、生産者からは、お米の値段がずっと下がって大変だということしか聞いたことがないんですよ、農家の皆さんから、このところ。なのに、なぜ、学校給食で購入するお米は上がるのでしょうか。

○山本学校教育部学校保健課主幹 米飯の供給経費につきましては、精米、加工費、輸送費などの経費が含まれておりますが、まず、精米につきましては、令和4年度米について、北海道全体として作柄はよいが、本州の一部での天候不良や作付面積の減少により、北海道米の引き合いが強いこ

と、それから、ななつぼしの収穫量が減少傾向であること等の理由により、値上げとなる見込みがあるとの情報を得ております。また、加工賃等の経費につきましては、人件費、製造や輸送に係る燃料費の高騰などが価格上昇の要因となっているところでございます。

○能登谷委員 見込みは駄目なんじゃないかい。だって、前回改定時から比べて今回こうなるというんで、9.47%まではじき出しているんだから。まあ仕方ないけどね。

それで、加工賃の経過というのがちょっと気になっているんですけど、それはこの後展開したいと思うんですね。価格上昇分を副食で調整しているということがちょっと気になっていましたが、それは飛ばします。

残食が多いということも聞いているんですが、どのような状況なのか、伺います。

○山本学校教育部学校保健課主幹 残食についてですが、令和3年度の学校給食残菜率調査の結果では、小学校で10.3%、中学校で19.8%が残食となっており、小学校より中学校のほうが残食が多い傾向にあります。このうち、御飯、パンなどの主食の残菜率が高く、小学校13.1%、中学校25.6%となっております。また、おかずとなる副食の残菜率は、小学校9.4%、中学校17.8%となっております。

○能登谷委員 私は、加工品の使用で高くなっているんじゃないかということを思っているのと、それは後でも言いますが、しかも冷めておいしくないということがあるんじゃないかと。それが残食の原因になっているんじゃないかなと思うんですが、それらはどういうふうに考えますか。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 加工品の使用により、生の食材を購入するより高くつくことも考えられますが、限られた時間内に効率的かつ衛生的に調理を完了できるよう、例えば、殻つきの卵ではなく、あらかじめ割って溶いた状態で袋詰めした液卵を使うなどといったケースがあるなど、大量調理を行う上で必要な面もあるものと考えております。

残食につきまして、令和2年度に実施した食生活調査の結果では、学校給食で出されたものを時々残す、いつも残すと回答した理由について、嫌いなものがあると回答した児童生徒が最も多く、小学校68.2%、中学校では64.2%となっております。おいしくないことを理由としている場合は、小学校9.5%、中学校28.1%となっており、小学校で5番目、中学校で4番目となっております。残菜率調査においても、副食では、煮物、あえ物など、野菜を多く使用したものが残る傾向にあり、必ずしも、加工品や冷めていることが原因とはなっておりません。

学校給食で初めて食べる食材や献立も多く、食べ慣れないことで残すことも原因の一つとなることもあります。学校給食では、望ましい栄養バランスや食習慣の重要性、地域の農産物などについて学ぶ機会として、バラエティーに富んだ給食の提供は必要であるものと認識しております。その上で、残菜の多い献立については、味つけや分量を見直すなどの工夫のほか、授業や給食時間、給食だよりや掲示物等、様々な場面を使いながら、食事や栄養に関心を持ってもらうなど、残菜を減らすための取組を進めてまいりたいと考えてございます。

○能登谷委員 バラエティーに富んだのは大事なことなんだけど、食べられないほどバラエティーに富んでいなくてもいいんじゃないの、普通でも。

それで、お米は炊いて持ってくる、卵は殻を割って溶いて持ってくる、それは喜ばれるわね、手間がかからんからね。それはほかにも例があるんでしょうか。加工費用というのは、じゃ、食材費のどれくらいの割合を占めていると見ているんでしょうか。

○山本学校教育部学校保健課主幹 加工した食品には、下処理した野菜や半調理済みの肉、魚介類など、加工の程度も様々であります。炊飯やデザート類も含め、加工の食品を使用している割合で見ますと、およそ食材費の5割が何らかの加工をした食品を使っていると言うことができます。

○能登谷委員 驚きですね。野菜も肉も魚介も、5割は加工している。すごい加工品ですよ。この加工費用というのは、なぜ発生しているかってことなんですよ。今までは、自校方式のところやなんかは、持ってきた食材、お米は炊くし、魚は焼くし、肉も野菜も調理するんだと思うんですけど、センター方式とか、大量給食にしたからこういうことが起きているんじゃないですか。

○山本学校教育部学校保健課主幹 限られた時間内で一定数の給食を提供するために、一定の加工品を加えた食材を使用することは必要であると、このように考えてございます。

○能登谷委員 そりゃ、一定の加工は必要かもしれないけど、それによって食材費が上がっていかないのかということなんですよ。自校方式でなく、センター方式や親子調理方式にした、大量調理でコスト削減を図った、そのために、大量調理が前提の設備や機械を導入したということですよ。

○山本学校教育部学校保健課主幹 調理方式には様々ございますが、調理校のうち多くを占める単独調理校でありましても、大量調理と言われます300食を超える給食を提供している学校も多く、短時間で一定数の給食を調理しなければならないことになりはたして、加工品を活用して、効率的に給食を提供することが必要な実態となっております。

○能登谷委員 学校給食法の第11条第1項では、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とするとなっております。その趣旨では、調理は教育委員会の負担ではありませんか。

○山本学校教育部学校保健課主幹 加工品に関して申し上げますと、一定の加工を加えた食材を使用し、これを購入することに当たりましては、これを食材費として給食費で賄うこととしております。

○能登谷委員 一定でなく5割だよ、加工品。たまたま、どうしても、メニュー上それが都合つかない、加工品しかないですよというのは分かるけど、常態化しているわけだから。5割も加工しているわけだから。それは調理じゃない、調理を委託しているということじゃないの。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 先ほど委託というお話がございましたけども、当然、学校の給食現場におきまして、調理機材がございまして、加工しているところでありまして、先ほどの繰り返しになりますけれども、単独調理校でありましても300食を超える給食を提供している学校が多くございますので、短時間で一定数の給食を調理しなければならないところでもありますので、御理解をいただきたいと思っております。

○能登谷委員 なかなか理解できませんね。300食といってもね、調理の人員がそろっていればできることです。大きな給食会社っていっぱいありますよ。人員さえかければできることなんだよ。だから、逆に言えば、教育委員会の都合で調理員の人件費を削減して、加工品に置き換えてみると。ちゃんと人がそろっていれば、300でも500でも1千だって作れるわけですよ。本来、これは調理であってね、食材じゃないんだよ。だから、加工費用は本来、食材費でなく調理費用ではないんですか。

○品田学校教育部長 すみません、答弁が繰り返しになりますけれども、現在、各学校、給食センターもそうですけれども、限られた人員の中で、限られた時間の中での調理ということがあるもの

ですから、先ほどお話を差し上げましたように、例えば、卵については、パック詰めの液卵になったものを使って時間を短縮するですとか、作業工程を短くするという形で対応させていただいているということでもあります。5割という話もありましたけれども、液卵みたいな形で加工した、そういったものを使うということにつきましては、あくまでも我々としては、食材であると捉えて対応しているというところでございます。

○能登谷委員 食材ではないんですよ、調理してしまったらその時点で。加工したってことは調理したんですよ。だから、それは、その部分の費用を差し引いてやらないと、調理費用まで食材費として徴収することになれば、児童生徒の給食費で徴収するってことになればですよ、学校給食法の趣旨に反するんじゃないですか。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 私どもとしましては、先ほどの共同購入委員会、東旭川学校給食運営委員会におきましても、あくまでも食材ということで購入してございますので、御理解をいただきたいと思えます。

○能登谷委員 人のせいにしたら駄目だ。共同購入委員会とか何だか委員会のせいじゃなくて、教育委員会としての考え方が間違っているからこういう積算になっているの。そのままのみにしているからというよりも、教育委員会の都合で、例えば、東旭川の共同調理所なんかを造って、どでかい機械を置いて、加工品でないとできないようなシステムになっちゃっているからそういうことになっている。自校方式だって、ちゃんと人員をそろえれば、こういうことにならないわけですよ。だから、加工費用分を差し引いて、食材費を計算し直すべきでないかって言っているんです。真っ当でしょ。

○品田学校教育部長 先ほど来お話がありますように、我々といたしましては、一定の加工を加えた食材を使用し、それを食材費として給食費として賄うことは、先ほどお話がありました学校給食法の趣旨に反するものではないと考えているところでございます。

○能登谷委員 それはないわ。加工しているんだから、5割も。時々交じったっていう程度じゃなくて、意図してやっていますから。その分の必要な人材も配置しないわけだから、加工しなくてもいいように。自校方式だって、お米だって炊けばいいんだから。炊いたものを持ってきて、それは食材ですって言えるか、普通。普通、言わないでしょ。その分のお金まで取っている、食材費。だから、旭川の給食は高いんですよ。そこに対する反省がないと前に進めませんよ。

取りあえずは次に行っちゃいますけど、後でまた言います。食材費高騰対策についてね、先ほども少しありましたけど、今年度の取組はどうだったのか、お示してください。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 食材費が高騰している中、これまでどおりの栄養バランスや量を保った給食を提供するため、メニューや食材の工夫をしているものの、現在の給食費では一定の限度がありますことから、本年度は、地方創生臨時交付金を活用し、値上がりに相当する費用を、昨年7月よりですが、1食当たり、小学校で15円、中学校で20円分を公費で負担する取組を行ってございます。

○能登谷委員 それで、新年度は食材費高騰分の半額を助成するんだと、予算要求しているということが、先ほども御指摘がありまして、分かりましたけど、その額はいかほどになるのか、お示してください。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 今回の改定によります保護者負担の増は、合計で約1億1千万円

と見込んでおりました、急激な保護者負担を避け、段階的な負担となるよう、その半額を公費で負担する予算要求をいたしております。

○能登谷委員 今津市長は、女性・子育て安心都市というのを公約として掲げておられます。女性と子育てを一体とした、ジェンダーバイアスがかかった公約ではないのかというのは、今日の議題ではないので言いません。いずれにしても、子育て安心を掲げておられるわけですから、その今津市長に対して、半額しか予算要求しないのは大変失礼なんじゃないですか。半額の予算要求じゃなくて、食材費高騰分全額補助金を予算要求すべきではないでしょうか。

○品田学校教育部長 学校教育部といたしましても、今日の物価高騰の影響がより大きいと考えられる子育て世帯に対しましては、多くの支援の必要があるものと考えておりますが、一方で、厳しい財政状況の中で、いかに財源を確保していくかが大きな課題でありまして、新規事業をはじめ種々の事業を同時に進めていく必要もありますことから、我々といたしましては、段階的な負担軽減として、半額分の予算要求をしたというところでございます。

○能登谷委員 いや、それだから江川委員が怒るわけさ。だって、財政を持っていないんですよ、教育委員会は。だから、子どもの立場、親の立場に立てば、こんなに上がったらやってられないから何とかしてくださいって、全部出してくださいって言うのが教育委員会の立場じゃないの。ただ、市長のほう、財政当局にしてみれば、いやいやそこまで財源がないんだわと、半分ぐらいにしてもらえませんかというのが向こうの立場でないの。何で教育委員会が要求するときに最初から半分になるの。それは教育長と市長で何か相談でもしたの、今回はこれぐらいしてくれて。何かそれはおかしくないか。教育長、どうした。この大事な話のときにいないの。

○品田学校教育部長 繰り返しになりますけれども、いろいろと全市的な、例えば、子育て支援に係るいろんな予算の状況ですとか、そういったことも当然ありますし、我々、学校教育部内における予算の関係ということもあるものですから、我々としては、急激に年額で5千400円上げるとするのは保護者の負担が大きいということを判断いたしまして、段階的な負担軽減ということで、半額分を要求したというところでございます。決して何か、裏であったとか、そういうことではございません。

○能登谷委員 いやいや、だからさ、教育委員会としては、保護者や子どもたちの立場に立ったんじゃないくて、段階的に、財政も厳しいからこれぐらいと。段階的ということは、もう一段行ったら次はあれかい、4分の1ぐらいになるのかい。何か変でないか。とにかく何とかしてくれという立場じゃないの。僕はそこにしっかり立脚しないと駄目だと思いますが、次に行きます。

それで、先ほども出ていましたけど、学校給食は本来やっぱり無償化すべきじゃないのかという立場です、私も。子ども2人で約12万円の負担になるということになっちゃいますから、子育て世帯にはとても重いものになっちゃう。全然子育て安心都市にならない。これは、負担は重いと思いませんか、教育委員会の認識はどうですか。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 給食費の改定後、小学生の子どもが2人いる世帯では、給食費は年額で11万6千400円となります。現在、市教委において、就学への支援が必要な世帯を対象に、一定の基準に基づき、給食費相当額を支援する事業を実施し、負担の軽減を図っているところでありますが、対象世帯から外れている世帯にとりましては、この負担感は小さくないものと思っております。

○能登谷委員 小さくないですよ。

それで、学校給食は子どもの健康と命を守るという役割が本来ありますので、憲法第26条で、義務教育の無償が定められていると。だから、給食食材費も教科書と同じく、無償とすべきものではありませんか。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 学校給食法第11条におきまして、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費等は、学校の設置者の負担とされておりますが、それら以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童生徒、または保護者の負担とする旨が規定されてございます。

○能登谷委員 学校給食法に食材費は保護者負担と書いてあると言っても、食材費というのがまた頭にくるんですけど、食材費以外も交じっているだろうと言いたくなりますが、そこはやめますけど、憲法の定めに法律が追いついていないだけじゃないですか、率直に言って。実際に、文科省は過去に、学校給食費も無償とすることが理想だと国会答弁していますから、給食費も無償の範疇であることは認めているんですよ。また食育基本法では、給食が単なる栄養補給ではなく、教育の重要な一環であると定めている。ユネスコも、学校給食は全ての学校で自校方式で行うこと、運営費は中央あるいは地方行政当局の負担とすると勧告しています。だとすると、これらの趣旨から見ても、学校給食は無償が原則なのではありませんか。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 先ほども申しましたが、学校給食法の中では、国や自治体が補助することも可能とされておりますけれども、食材費に係る負担は保護者とされており、一義的には受益者となる保護者負担になるものと考えております。

○能登谷委員 もう人の話を全然聞いていないよね、この人たちは。政府は、自治体の学校給食無償化の取組を否定していませんよね。道内でも学校給食を無償化にしている自治体は、2021年度の調査では、小学校で35あった、中学校で34あったと聞いています。臨時的措置のところもありますから、その後はどうなっているか、把握されていれば伺いたいと思います。また、なぜ、これらの自治体は学校給食の無償化に取り組んでいるとお考えになりますか。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 先ほどの委員の御質問の前段部分、その後はどうなっているかということにつきましては、私どもで、今現在、ちょっと資料を持ち合わせておりません。すいません。

委員の後半部分のお尋ねでありますけれども、長引くコロナ禍によります経済的な負担、急激な物価高騰などに、国民の多くが負担を感じる中で、中でもより負担が大きいと思われる子育て世帯への支援の重要性という部分に着目してのことだと考えてございます。

○能登谷委員 コロナとかで経済的な負担、物価も上がっているという中で、子育て世帯の支援も重要だと、着目しているんだということであれば、今津市長の子育て安心にぴったり合うんじゃないの。市長のためにも考えていったほうがいいんじゃないのと思いますね。

それで、中核市の青森市は、昨年10月から、学校給食を無償化したと聞いています。中核市でもやれるんだなど。小さい町や村ばかりなのかなと思ったらそうでもない。やろうと思えばできる。小さい町がやりやすいかと思ったらそうでもないんですよ。大体どこでも、小さい町でも大きな町でも、予算の1%前後でできるよ。国全体もそうだし、自治体もというふうに言われていますから、旭川市で実際に学校給食を無償化することになれば、どれくらいの金額が必要になる

んでしょうか。それは旭川市の予算のうちの何%の支出で可能となるのか、伺います。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 本市におきまして、給食費の完全無償化を実施した場合、新たに11億円前後の財政負担が恒久的に必要となるものと推計しております。また、全体の予算のうち何%ということについてであります。令和4年度一般会計の予算額1千658億円で割りますと、0.7%となりますけれども、その中の一般財源892億円という数字で申しますと、1.2%という割合となります。

○能登谷委員 やっぱり1%前後なんですね、どこのまちも。だから、やる気があるかどうかの問題だということではないかと指摘しておきたいと思えます。

最後に伺いますが、今回の給食費の改定について、市民合意はどのように図るおつもりなんですか。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 市民合意につきましては、さきに申し上げております旭川市学校給食費検討委員会などにおきましても、PTAの役員の方々に御参加をいただき、検討いただいたところでありまして、また、全小中学校の校長をはじめとする教職員、PTAが加入する共同購入委員会、東旭川学校給食運営委員会などにおいても、その必要性等について説明をいたしまして、判断をいただいたところでございます。

今後におきましても、文書などを通じて、保護者に対して給食費の意義、あるいは、子どもたちによりよい給食内容が還元されることなどにつきまして、丁寧に説明をしていきたいと思っております。

○能登谷委員 決まってから丁寧に説明するというのは、どっかの内閣でもそういうのが多いけども、それはちょっと市民合意を図ったと言えないんでないの。決定を周知しただけだよ。普通、どんな事業でも、最近では、パブリックコメントを取ったり、またはいろんな意見集約の機会を図ったりしますよね。PTAが委員に入っているからいいとか、校長が入っているからいいとか、そういうものではないんじゃないでしょうか。ましてや、この会計については公会計になっていないから、議会も通らないと。今、決まったよという話を我々は聞かされている。そうすると、市民の代表である議会でも諮らない、市民にも直接意見も聞かない、こういうやり方で本当にいいんだろうか。

○品田学校教育部長 この給食費の改定の決定につきましては、先ほどお話ししましたように、PTAの役員の方が入っていただいている検討委員会で、額の改定については協議をいただき、それで合意というか、決定をしたところでございます。その内容に基づきまして、全小中学校の校長、それから教職員、それからPTAが加入する共同購入委員会という組織と、それから東旭川学校給食運営委員会という組織が2つあるんですけれども、そこでそれぞれ臨時総会を行いまして、各校長、PTA会長等の皆さんに集まっていただいて、その場で、この改定について御提案をし、御決定いただいたということでございます。

なお、その手続の前に、PTAの研修会というのが、たしか秋口だったか、あったと思うんですけども、その際にもちょっと時間をいただきまして、私のほうから直接、校長先生、それからPTAの役員の方々に対しまして、現在、こういった形で給食費の改定を考えているということについては、お知らせですけれどもさせていただいて、今まで、そういった形での周知というか、御理解を求める活動をしてきたというところでございます。

○能登谷委員 そんな偉い人の集まりのところに行って、ちょっと言ったってね、意見を取ったということにならないんじゃないですか、普通。これぐらいですよ、こんな扱いなのは。だから、ほとんど市民合意を図っていない。事前にこんな考えとか案なんだけど、いいでしょうか。そして、特に保護者は、直接支払う人たちだから、その人たちの意見ぐらい聞いたらいいじゃないですか。大した用事ないものはみんな通知だの何だのってばんばん渡しているんだから。1枚紙を入れて、こんなふうにしたんですけど、全保護者に通知してね、意見を書いてちょっと返してくださいって、それぐらいできるでしょう。ほとんどいつもそんなようなもの、大した意味ないと言ったら怒られるけど、保護者がそんなに必要だと思わないものも含めてどンドン押し寄せてくるんだから、そのうちの1枚に、給食費は十分みんな重要だから見ますよね、普通は。それぐらい意見を取れないの。そんなこともしないで、さっさと決まりました、決まった後は丁寧に周知します、それはいいでしょう。市民合意を形成したとは言えない。

それから、先ほど指摘したとおり、学校給食法に照らしても、加工費は調理の一部であって、食材費として保護者負担すべきものではないと。その部分も、今回の改定に含まれていますから。だとすると、市民合意の形成もないし、食材費として不当なものも入っている、教育委員会としては十分な審議がされたとは思えませんから、これは不当な改定だと指摘せざるを得ません。

以上、終わります。

○品田委員長 続きまして、横山委員、御発言願います。

○横山委員 私も、学校給食のことで言いたいことはいっぱいあるんですけども、能登谷委員が大分、詳しく突っ込んでいただきましたので、それ以外にも、給食が抱える矛盾というのはたくさんありますので、それが今回メインではないけど、一言だけ言いたいのは、さっき残菜の話が出てきました。残菜は、おいしくないとか冷たいとかいろいろありますけども、そもそも15分で飯を食えと言われていることが問題なんじゃないかなと私は思っていますよ。中学校はもう午後1時近くなんですよ、食べ始めるのが。12時45分ぐらいかな。おかしいですよ、人間の生理上。今、学校でやっていることはおかしいことがいっぱいあって、さっきのコロナの話もそうですけど、人間としての生き方を尊重されていないところがとてもあると思います。

それはちょっと今回の主題ではないので、また別の機会に指摘をさせていただきたいと思いますが、私は今回、保護者負担の激変緩和ということで、半額を新年度予算で要求しているんだということで説明があった部分について、その部分を反対しているわけではないんです。ないよりはるかにいい話だと思いますので、その部分はいいいんですが、問題は、児童生徒と一緒に給食指導として給食を食べている教職員の部分について言及がないんですよ。その部分について、今回のいわゆる激変緩和措置についてはどのようなお考えでいるのかをまず伺いたいと思います。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 令和5年度の給食費改定に伴う負担軽減のための支援事業につきましては、児童生徒分の給食費を対象としており、教職員分はその対象とはしなかったところがございます。その理由といたしましては、この支援事業は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化し、感染対策に係る家計負担の増加、また、物価高騰による負担増もある中で、その影響をより強く受けていると思われる子育て世帯の負担を少しでも軽減できるよう、給食費改定の激変緩和措置として、児童生徒分の給食費の改定分の一部を公費で負担しようとして検討しているものでございます。教職員等につきましては、今年度、国の交付金を活用した支援においても負担いただいた

ところでありまして、今回も、実際にかかる食材費について負担をいただくことに御理解をいただきたいと考えているところでございます。

○横山委員 公費を投入するという事なので、児童生徒、保護者世帯の負担を軽減するという事について、恐らくは市民理解を得られるだろうと思うんですけど、そこで働く教職員の負担軽減は必要ないのかと。または、いや、そんなものはまかりならぬという世論が大きくなるのであれば、飲み込むしかないのかと思います。昨年度ですね、地方創生臨時交付金を使って食材費の一部を負担したというときは、国の判断で、教職員に対しては駄目だということ判断されたんですけども、今回それは直接関係ないわけですよ。市の考え方で、教職員の部分を見ることは可能なんだと思うんですね。そこをなぜ判断しないのかなってという疑問が1点残ると、やっぱり、私も学校現場にいましたので、学校現場にいる人間として考えたときに、まあ、胃袋に入っているんだからそれは仕方ないね、食べているんだから、その分ただでとは言わないよと。だけれども、給食指導は、例えば、市の職員が昼休みにお昼御飯を食べているのとは違うんですね。給食を食べている時間は勤務時間なんです。勤務時間に御飯を食べているんですね。そもそもそういう矛盾が一つあることと、給食指導は、食べながら指導しているので、食べることも仕事の一部だというふうに私はみなすべきだと思うんですね。そう考えたら、仕事をするのになぜお金を払わなきゃいけないかってことなんです。

ちょっと比較にならないかもしれませんが、例えば、修学旅行の引率を私たちはしますけど、修学旅行で引率をして、日当が出るので、そこで、例えば食事代が出るんですね。つまり、仕事として御飯を食べることに対して、税金は使われているんですよ、そういう形で。というふうに考えれば、教職員が給食を食べていることに対して税金を使うことに、何ら僕は矛盾はないんだと思うんですけども、そういったところがやっぱり現場の先生方はすっきりしていないんですね。

特に今、コロナ対策で、実は、勤務実態が物すごいことになっているんです。先ほど、陳情の件でも、コロナ対策の緩和という話もありましたけども、今一番苦しんでいるのは、突然学級閉鎖って言われて、子どもたちの個別対応で時間外にわたる勤務が物すごいと。今、ちょっと落ち着いているからいいですけども、学級閉鎖が多かったときはひどかったんですね。これだけ厳しい仕事をさせられていて、今度は金の話かと。去年に続いてまたかという話ですよ。私は、旭川は子育て世代や子どもにも優しくないとと思いますが、教職員に対しても優しくないまちなりつつあるんじゃないかなというふうに思い始めています。いろんな負担を、目に見えないところで実は現場の教職員はしているんですね。金銭的にもだと思えます。ほかのことについては今回は触れませんが、何か同じ給食費を払うという行為に対して差がつけられることに、ちょっとやっぱり大きな矛盾を現場としては感じ始めている、そういう教職員が多くいるということだけは指摘をしておいて、今後の対応をぜひ考えていただきたいなというふうに思います。

一方で、公会計化がさっぱり進まない。やるやると、働き方改革でやるって言っていたものがさっぱり形にならないというのは、やっぱりおかしくないかということなんです。先生方の負担を軽減しますから、この部分は何とかが、言ってもらえるのであればいいんですけども、仕事の負担は軽減しません、お金も負担してくださいって、それはちょっとどうなのかなと。ざっくりばらんな話をすれば、そういう心情がやっぱり大きくなっているということだと思います。それは、例えば、校長会の代表が入っている、すくい上げられない声だと私は思いますので、現場の声をさ

らに広く聞くべきだということは指摘させていただきたいと思います。

あわせて、無償化の議論は、もう受益者負担とか言っている時代ではないんですよね。異次元の少子化対策って言っている首相がいましたけども、何をするのか分かりませんが、こういうところこそ手をつけなきゃいけないんじゃないかなと思いますし、ほかの自治体でも先鞭をつけてやっているところがたくさんありますし、中核市でやっているところもどんどん増えてきていますので、もうそろそろそういう判断を市全体として議論をするべきだと思います。その部分も指摘しておきたいと思います。

もう一点、今朝の新聞だと思いますが、よつ葉乳業が4月から値上げの方向でということが報道されていたような気がします。これまでの高騰分を含めて、今回改定ということだったと思うんですけども、2024年度、再来年度以降の値上がりの可能性はどんなふう考えられているのか。今回、5年ぶりということだったんですけども、例えば、5年間据置きのまま行けるような見通しがあるのか、またすぐに上げなきゃいけないような状況にはなるんじゃないかなということをとっても危惧をしているんですけども、その点の見通しについてお聞かせください。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 本年度の旭川市学校給食費検討委員会におきましては、前回給食費改定以降の各年度の物価上昇率を累積し、これに来年度の想定される上昇率を加え算出された額をたたき台とし、議論を経て、令和5年度の給食費を決定したところでございます。そのため、今後、想定を超える大幅な物価上昇がなければ、次年度、さらに給食費の改定が必要となる可能性は低いものと考えておりますが、毎年開催することとしております給食費検討委員会において、物価の動向や給食費の改定経過等、様々な観点から、その必要性について議論をしていくこととなります。

○横山委員 一応、現状は、今後の上昇分も一定含んで改定の判断をしたということなので、その部分は一定理解はしたいと思いますが、想定される上昇率ということなので、この間起きてきたことは、多分、想定外の上昇だったような気がするんですね。コロナもそうですし、ウクライナ紛争って言うていいのかな、そういったことに関わっては、誰も想定しなかったことが起きて、今、こうなっているんですね。例えば、向こう3年、5年、想定外のことは起きませんという保証はもうないわけなので、今の御答弁ではやっぱり不安になりますよね。今後はやっぱりまた上がっていくんじゃないだろうかと。そして、ただただ保護者負担を上げていくことをこれから続けていくのか。思い切って無償化にかじを切って、やっぱりしっかり公費で子育てを支えていくという方向にかじを切るべきなんではないかと。私は、その議論を早急に、この観点からも進めるべきであるということ指摘して、私の質疑を終わりたいと思います。

○品田委員長 ほかに御発言はございませんか。

○高橋ひでとし委員 質問というよりも、確認を2点だけさせていただきたいと思います。

私の最大の関心事は、経済的に困窮する家庭が、今回の給食費の改定によってどのような影響を受けるかという点です。この点、就学援助制度、つまり、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学校給食費、学用品費等、就学に必要な経費の一部を支給する制度、この制度が一部変更になるというふうに説明を受けています。

この就学援助制度によって、給食費については全額を公費で賄うことになるのか、それともそうでないのか、まずこの点、1点目、確認をさせていただきます。私の理解としては、全額が就学援助制

度の適用になる、学校給食費については全額が適用になっており、その点については変更がないというふうに聴取していますが、その点はいかがでしょうか。

○佐瀬学校教育部学校保健課長 ただいまの御質問につきましては、委員のお話のとおりでございます。

○高橋ひでとし委員 つまり、学校給食費が変更になったとしても、経済的理由によって就学援助制度を利用される御家庭については、全額が適用されて、自己負担等は生じない、そのような理解をさせていただきます。

2点目です。当該就学援助制度の認定基準についても変更がなされる旨、聞いております。例えば、4人家族、お父さんとお母さんと、あとお子さんが2人いる、そういう一般的な家庭において、全員の収入の合計が、従前は389万9千円であったものが、今回の変更によって、267万6千800円に変更になると。すなわち、120万円強、言わば基準が緩和されるというふうに私としては説明を受けていますが、この点はこれで間違いありませんでしょうか。

○品田学校教育部長 ちょっと詳しい資料等を今、持ち合わせていませんので、はっきりとしたことはちょっとあれなんですけれども、今、制度を若干変えるということで考えているんですけれども、少なくとも、現行で対象となっている人たちが、この制度変更の収入と所得の見直しの部分によって不利益を被るということはないということは確認しているところでございます。

○高橋ひでとし委員 頂戴した資料によると、認定基準自体も相当緩和される、経済的理由というのはかなり緩やかになって、就学援助制度の適用範囲が広がるというふうに理解していますので、以上で私の確認を終わります。

○品田委員長 ほかに御発言はございませんか。

○中村委員 1点だけちょっと確認をさせていただきたいと思うんですけども、ただいまの質疑で、保護者負担の一部を公費負担というところで、値上がり分の2分の1を令和5年度は行うという考え方が示されたんですが、段階的というお話もあったんですけども、令和6年度は公費負担があるのかないのか、その点についてははっきりとした答弁がなかったもので、その点、今のお考えについてお答えいただきたいなと思います。

○品田学校教育部長 令和6年度につきましては、まだ我々としても、実際、どういった形で予算がつくのかということも分からない部分もありますし、今後の経済状況ですとか、そういったことに鑑みながら、検討していきたいと考えているところでございます。

○中村委員 分かりました。はっきりまだ決まっていないということで受け止めさせていただきます。

○品田委員長 ほかに御発言はございませんか。

(「なし」の声あり)

○品田委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席いただいて結構です。

次に、(2)旭川市民文化会館の整備の方向性についてと、(3)旭川市図書館電子書籍サービスの開始について、理事者から報告願います。

○高田社会教育部長 初めに、旭川市民文化会館の整備の方向性についてでございます。

旭川市民文化会館の整備につきまして、これまで検討してきた内容や、今年度開催しました旭川

市民文化会館の在り方検討会での意見集約結果などを踏まえ、このたび、社会教育部としての方向性を定めたので、御報告申し上げます。お手元の配付資料を御覧ください。

1 ページは、1、はじめにとして、旭川市民文化会館の施設の現状や、整備検討に関わる背景や経過について整理してございます。旭川市民文化会館は、1974年、昭和49年の竣工から48年を迎える文化ホール施設ですが、建物や設備の老朽化が課題となっております。これまで、大規模改修や新庁舎整備に合わせた建て替えの検討がなされるなどの経過もありましたが、文化会館の整備につきましては、市民意見を十分に聞き、時間をかけて検討することとなり、平成30年度以降、市民アンケート調査や市民向けの見学会の実施などの取組を進めてまいりました。今年度においては、学識経験者や文化団体関係者などが参加する旭川市民文化会館の在り方検討会を開催し、大規模改修か建て替えかを中心に意見集約を行うなどの取組を進めてまいりました。

次に、2 ページを御覧いただきたいと思います。2、旭川市民文化会館が抱える課題では、耐震性能の不足をはじめ、建物の老朽化や設備の老朽化、現代的な要求に沿っていない施設機能、現総合庁舎と7条駐車場の影響に分類し、現在の市民文化会館が抱える課題についてまとめてございます。

次にその下、3の整備の方向性に係る検討経過及び結果についてでございます。初めに、今年度の旭川市民文化会館の在り方検討会設置による意見集約について、3 ページには、全5回の会議で整理をいたしました大規模改修と建て替えの比較評価を、4 ページには、大規模改修及び建て替えに関する検討会の参加者の皆様からの主な意見を掲載してございます。これら検討会の意見のまとめといたしましては、全体として、建て替えのほうが望ましいとの意見が多くを占め、大規模改修について、積極的な意見はなかったところでございます。

次に、5 ページをめくっていただきまして、5 ページには、検討会での意見集約に加え、今年度行った専門機関による評価につきまして、文化庁から委託を受け、全国公立文化施設協会から派遣された支援員からの意見を掲載してございます。支援員からは、現状の施設状況を確認していただいた上で、約50年が経過する施設の20年から30年の延命化を目指すような改修工事は、築年数が70年、80年の施設となり現実的ではない、当面の間、現施設を利用できるような必要な改修をし、その間に現代の仕様に合った新施設の建て替えを検討するのが妥当であるとの助言をいただいたところでございます。

次に4、旭川市民文化会館の整備の方向性では、最終的な社会教育部としての整備の方向性をまとめてございます。旭川市民文化会館の整備の方向性については、施設の現状や施設が抱える課題、検討会における意見集約結果、専門機関の評価を踏まえ、建て替えを基本として検討を進めるとの結論といたしました。

そして最後に、今後の予定といたしまして、ホールの規模や会議室、展示室などの主な文化ホール機能をはじめ、市長部局とも連携しながら、設置場所や複合化の可能性などの検討を行い、これらの基本的な考え方や方向性などについて、基本構想として取りまとめるとしてございます。

今回の市民文化会館の整備の方向性を踏まえまして、今後、さらなる具体的な取組を進めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、令和4年第2回定例会の補正予算で承認されました、旭川市図書館電子書籍サービスの開始について、御報告申し上げます。こちら配付資料に沿って御説明いたします。

初めに、概要についてですが、このサービスは、図書館に来館せずに、パソコンやスマートフォン、タブレットなどの端末を使って、インターネット上で電子書籍を借りて読むことができるもので、新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅療養されている方をはじめ、図書館の開館時間中に利用しづらいビジネスパーソンや、図書館が近くにない方の利用の促進、それから、視覚障害等により読書が困難な方々に対する読書サービスの実施など、従来、サービスが届きにくかった層に対する読書環境の充実により、市民の読書活動の活性化を目指すものでございます。

サービス開始時期につきましては、令和5年2月1日、水曜日からを予定してございまして、利用方法につきましては、旭川市図書館のホームページから、電子図書館の専用ページにアクセスしていただき、個人のIDとパスワードを入力すると、電子書籍の検索や閲覧、貸出しと返却が可能となります。貸出し点数につきましては、お一人3点まで借りることができ、貸出期間は14日間としており、貸出期間を超過しますと、自動的に返却されることとなります。資料点数につきましては、サービス開始時には約8千タイトルを導入し、今年度中にさらに約2千タイトルを追加購入する予定です。また、障害をお持ちの方や高齢者にも御利用いただけるよう、読み上げ機能や文字拡大機能等を備えた資料も用意してございます。

最後に、市民への周知についてですが、旭川市図書館のホームページやフェイスブックへの掲載のほか、市有施設等へのポスターの掲示やチラシの配布などにより、より広くお知らせしたいと考えてございます。

報告については以上でございます。

○品田委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はありますか。

○能登谷委員 すみません、ちょっと時間も押している中で、1つだけ。

はじめにのところでも、抱える課題のところでも、要するに、大地震が来たときは、大ホールも小ホールもエントランスも、つり天井が落ちるかもしれないというおそれがある、現行の耐震基準に適合していないということで、堂々とお書きになっている、堂々とというか、正直にお書きになっているんですけども、この当面の危険性についてはチェックされて、危険回避の措置は取られているのでしょうか。

○松里社会教育部文化振興課文化ホール担当課長 耐震性の不足という点につきまして、当面の措置という部分については、大きな地震があった場合ということでは、そういった措置は講じていないんですが、設備ですとか建物の状況については毎年点検しておりまして、そういった状況の中で、不具合のある部分については、今後も随時、修繕ですとか改修をしていって、検討の間にそういった対応は引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○能登谷委員 毎年の点検で分かる範囲ということで、大地震はないと想定しているんだね、そしてたら。この間も震度2だったので、大地震ではないんですけど、結構揺れたという家も多くて、ちょっと安心できないなと思うんですけど。

いずれにしても、これは、大規模改修ではなくて、新築の方向で検討を開始しましょうと、全部決めたわけじゃないけども、そういうことだと思うんです。それと、時間がかかると思うんですね、一定程度。基本構想を立てたり、基本設計したり、実際に着工してできるまでといったら、相当かかりますよね。その間、使い続けるということなので、やっぱりちょっとその最低限の対応というのをしないと、特に、危険回避措置は必要なんじゃないかなと思うんですけど、その点はどう思

っているのでしょうか。これで最後にします。

○松里社会教育部文化振興課文化ホール担当課長 今回、建て替えの方針ということで示させていただきましたが、今後、基本構想の策定、また基本計画の策定、また整備手法の検討、そういった検討段階においても一定の年数が生じますし、また基本設計、実施設計、そういった部分でもかかってきますし、建物の建築についても一定程度年数がかかってきます。また、市全体的な部分でいうと、財源的な問題、そういった部分でいつ着手するのかということも含めて、今後、庁内で検討が必要かと考えております。

委員御指摘の部分の設備、建物に問題がないようにという部分については、今後もしっかり、建物の状況を確認しながら、必要な部分についてはしっかりと対応していくということで、そこはやっぱり利用者、市民の方の安全確保というのが一番大事な部分なので、そこについてはしっかり取り組んでいく必要があると思っております。

○品田委員長 ほかにございませんか。

○江川委員 すいません、電子書籍サービスのところで1点確認させてください。

内容の利用方法の部分に、利用者カードの番号IDと自ら設定したパスワードでログインするようになっていうふうに書いてあるんですけど、これは事前に図書館、現地に赴いて、利用しますよというところの設定が必要ということで大丈夫ですか。

○西野中央図書館長 利用者カードをお持ちの方については、図書館に足を運ばなくても、そのまま利用者カードのIDとパスワードを設定していただいて利用することができることになっております。

○江川委員 つまり、直接行かなくても、利用者カードの登録を今現在している人に関しては、パソコン上から全ての手続きができるという認識で大丈夫ということですね。

○西野中央図書館長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○江川委員 分かりました。

それであれば、新型コロナウイルス罹患による自宅待機者をはじめというようなことなんですけど、その点、最低限、図書館の利用カードを持っていないと駄目だよっていうことを併せて、ぜひ、きちんと先に出していただきたくて、周知方法に関して、ホームページ、フェイスブックへの掲載のほかって書いてあるんですけど、ユーチューブもされているかと思うので、ぜひその辺りも一緒にしていただけたらと指摘だけさせていただきます。

○品田委員長 ほかに御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

○品田委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

○品田委員長 それでは、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会 午前11時50分